別紙２

いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑い（アンケート、兆候、懸念、訴え、相談、通報）

校 長 ⇔ 教 頭 ⇔ 生徒指導主事

【留意事項】
全ての過程において、報(告)・連(絡)・相(談)を徹底する。また、収集・作成した資料は公開を前提に時系列で記録し保存する。

県教育委員会
・第１報（FAX）
・確認の結果の報告

いじめ防止委員会
①情報収集・事実確認
②関係者と情報共有
初期対応

いじめと認定 → **【重大事態と判断】**

いじめに対する措置
①事実関係の確認・整理（再調査を含む）
②指導方針の決定、指導体制の確立
・被害生徒・保護者、加害生徒・保護者への指導・支援　※加害生徒の特別指導
・一部観衆・傍観者への指導
・全体（全校、年次、クラス）への指導
③関係機関との連携
④継続指導、経過観察
⑤事態収束の判断
⑥再発防止に向けての予防的取組

校長：県教育委員会へ速やかに報告
第一報（電話）及び文書

重大事態とは
①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（生徒が自殺を企図した場合等）
②一定期間連続して欠席している場合
③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

【いじめ対策協議会の招集が必要と判断】

いじめ対策協議会の招集
1　最終意思決定者：校長
2　構成員（招集範囲は校長が判断）
校長、教頭、生徒指導主事
年次主任(3)、情報担当教員
養護職員、関係 HR 担任
臨床心理士、学校評議員

県教育委員会が調査主体を判断し、指導・支援

調査主体：学校
いじめ対策協議会を招集し事実関係を確認、対策を検討・実施
指導・取組状況を県教委に報告

調査主体：県教委
県教委の指示に従い、資料提出など調査に協力

生徒指導部会議：懲戒等の特別指導の原案を作成する